



Title	大唐安西阿史夫人壁記の再讀と歴史学的考察
Author(s)	石見, 清裕; 森安, 孝夫
Citation	内陸アジア言語の研究. 1998, 13, p. 93-110
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/18963">https://hdl.handle.net/11094/18963</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 大唐安西阿史夫人壁記の再読と 歴史学的考察

石見清裕・森安孝夫

## 1. はじめに

ウランバートルのモンゴル科学アカデミー歴史研究所に保管されている大唐安西阿史夫人の壁記については、すでに今野春樹・加藤晋平・D.ツエヴェンドルジ3氏連名の論文「モンゴル国ハラ・バルガスン遺跡新発見の碑文」(『國學院雑誌』98-7, 1997, pp. 41-53)がある。しかし誠に残念ながら、この論文にはテキストの移録文にも歴史学的解釈にも初歩的誤りが多いばかりでなく、付載された写真の質が悪く、研究者がその「読み」をチェックすることさえできない状態である。幸い我々は「ビチエース=プロジェクト」(本誌所収の森安孝夫・吉田豊「モンゴル国内突厥ウイグル時代遺蹟・碑文調査簡報」の冒頭を参照)の一環として、本碑銘の拓本を取り、それを大阪大学に将来し、自由に研究する許可を得たので、ここにこの貴重な史料を読み直した結果を報告し、今後の研究の確実な出発点にしたいと考える次第である。

## 2. 出土地・形状

本碑銘発見の経緯をツエヴェンドルジ氏は次のように述べている<sup>(1)</sup>。

「1975年にアルハンガイ県のホントト=ソムの遊牧民バルダン Ц. Балданが、カラ=バルガスン(ハラ=バルガスン、ハル=バルガス)宮城の西南方、城壁から500mの所にある畠から、漢文の書かれた小さい石を見つけた。その後、その石を、現地出身で、ガンダン寺の僧侶であるソヨン=ニヤムブー Соён-Нямбууがウランバートル市の家に持ってきていたのを、我々が

(1) Д. Цэвээндорж, Уйгурин Хаант Улсын үеийн бичигтэй хөшөөд. *Studia Archeologica Instituti Historiae Academiae Scientiarum Mongoli*, Tom. XV, Fasc. 7, 1995, p. 72.

1976年の2月に科学アカデミー歴史研究所の倉庫に入れて保管することになった。1976年8月に私ツェヴェンドルジ自身がカラ=バルガスンに行って、最初に碑石を発見したバルダンと一緒に現地へ行ってみたが、碑文発見後にその畑が再び耕されたため、発見場所を確認することはできなかつた。また碑文の基台やそれと関係ありそうなものも何一つ見つからなかつた。」

森安が歴史研究所において本碑銘（以後は原文に基づいて壁記という）を観察・計測した結果は次の通りである。縦32cm、横18.5cm、厚さ5.2~6cm。大理石製らしく、大きさのわりにはずしりと重い。立派な石で、表面は滑らか。上端はカマボコ型状に丸まっており、表裏とも、その円頂部から5.5cm下に横線が1本引かれている。その横線を区切りとして、上方に花模様が彫られ、その下方に文字が書かれている。これは表裏とも同様である。文字面の高さは25.5cmであるので、縦32cmのうちから5.5+25.5cmを差し引いた残り1cmはホゾの部分に当たる。このホゾの部分は拓本には出ていない。本来ならこの凸状のホゾの高さは数cm以上あったであろうが、今は破損している。漢字は唐代碑文によく見られる達筆の楷書体で、表に6行、裏に4行ある。表裏とも文字面の大きさはほとんど同じなので、文字の大きさにはかなり差がある。もちろん裏の方が大きいが、表裏いずれにおいても個々の文字の大きさにはばらつきがある[図版XX, XXI参照]。文字の大きさを揃えるためにあらかじめ縦横の罫線を引く、あるいはいわゆる「丹書」をするなどの配慮がなされなかつたためである。文字の彫りの深さはかなり良好で、決して摩滅してはいない。

### 3. テキスト・訳注

[訳 文]

(表面)

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 大唐安西阿史        | 壁記 |
| 2 夫人 為造復停之所心玄万里 |    |

- 3 身住幽停在於西門三代王孫到此
- 4 他鄉無人知記在身居家理治處
- 5 外競、越有夫人雍庸體調雅志合
- 6 万招賢納客至性溫柔人皆欽仰賢

(裏面)

- 7 夫見任國之棟樑武略
- 8 居備宿夜懼懈已事一人
- 9 功之忠也時卯年三月日史氏
- 10 立此覆停鐫石為記永為不朽

### [句 読]

大唐安西，阿史夫人，壁記。為造覆停之所。心玄万里，身住幽停，在於西門，三代王孫。到此他鄉，無人知記。在身居家理治，處外競、越有。夫人，雍庸體調，雅志合万，招賢納客，至性溫柔。人皆欽仰。賢夫，見任國之棟樑，武略居備，宿夜懼懈，已事一人。功之忠也。時卯年三月 日，史氏，立此覆停，鐫石為記，永為不朽。

### [訓 読]

大唐の安西の阿史夫人の壁記

為に覆停の所を造る。心は玄か万里たれども、身は幽停に住まる。西門に在りては、三代の王孫なり。此の他郷に到りては、人の知記する無し。身に在りては、家に居して治を理め、外に處しては、競、として越有す。夫人は、雍庸たる體調にして、雅志は万に合し、賢を招き客を納れ、至性は溫柔たり。人みな欽ひ仰ぐ。

賢夫は、國の棟樑に任せられ、武略は居ながらにして備はり、宿夜懼おこたるに懈あらず、已て一人に事ふ。功の忠なり。時に卯年三月 日、史氏、此の覆停を立て、石に鐫うがちて記と為し、永く柄くちざらしめんと為すなり。

## [注 釈]

**1-1 「安西」**：唐の安西都護府。治所は最初の貞觀14年～顯慶3年(640～658)には西州(高昌)にあったが、その後亀茲に移転し、8世紀末に及ぶ。ただし670～692年には吐蕃の西域進出のため西州に復置されていた。<sup>(2)</sup>ここは、漠然と安西都護府統治下の領域(おそらく天山地方)の意味で、本壁記の主の出身地を示すものと考えられる。唐代の非漢人の墓誌で、墓主の出身地を辺境や外地に置かれた都護府名・都督府名で記す例は、実は少ない。例えば、テュルク系民族を取り上げてみても、現在16点の墓誌が知られるが、顯慶3年(658)「執失奉節墓誌」(『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷1、天津古籍出版社、1991、p.29)では「漠北陰山人也」とされ、上元2年(675)「阿史那忠墓誌」(同、p.54)では「其先代人。今為京兆之萬年人也」とされる。ただし、本壁記の「安西」と近似の例を求めれば、開元11年(723)「阿史那施墓誌」(毛漢光編『唐代墓誌銘彙編附考』17-1700、台湾・中央研究院歴史語言研究所、1994、pp.489-490)に「雲中部人也」と記される例があげられよう。突厥に雲中部という部族名は存在しないので、これは「雲中都督府管轄下の人」、もしくは漢代の「雲中郡」に因んだ呼称と思われるからである。

**1-2 「阿史」**：突厥の王姓「阿史那」は、阿史那懷道を史懷道と記す事例(『旧唐書』突厥伝下、中華書局本、p.5192)のように「史」1字に略されることが多いが、「阿那」や「阿史」と略記される場合もある。cf.「賢力毗伽公主阿那氏墓誌」(羽田亨「唐故三十姓可汗貴女阿那氏之墓誌」「羽田博士史学論文集」下、東洋史研究会、1958、pp.365-384)、「阿史特勒僕羅」(『冊府元龜』卷999、外臣部請求、開元六年之条、中華書局、宋版、p.4040；桑山正進「カービシー=ガングーラ史研究」京大人文研、1990、p.254)。

なお、刻文では「阿史」の下に文字はなく、明らかに數文字分の空格がある。尊敬を表すための空格ならせいぜい1字か2字である。この長い空格は文章が切れていることを示し、従って「阿史」をその下に直接繋げて「阿史の壁記」と

(2) 松田壽男「碎葉と焉耆」「古代天山の歴史地理学的研究」増補版、早稲田大学出版部、1970、pp.357-391；柳洪亮「安西都護府治西州境内時期的都護及年代考」「新疆社会科学」1986-2、pp.123-125；榮新江「新出土魯番文書所見西域史事二題」「敦煌吐魯番文獻研究論集」5、北京1990、pp.339-345。

読むべきではない。「阿史」は次行の「夫人」に繋がるものと見るべきである。即ち、「夫人」を改行平出することによって、敬意を表しているのである。「夫人」の下にも2文字分の空格があるが、その次に来る語は「為」であって、これも尊敬されるべき語ではない。ここでもやはり文は切れているのである。全体としては「大唐の安西の阿史夫人の壁記」と解釈する。

ただし後出(第5行)の「夫人」は2度目なので改行平出の扱いは受けていな。また、石表から石裏に続く「賢夫」は、意図的に「夫」を改行平出したのではなく、偶然そうなっただけであろう。

1-3 「壁記」：「記」は中国の文体の1つで、事実をありのままに記すもの。第4節の(1)で詳しく取り上げる。

2-1 「覆停」：墓室のこと。「覆」はあなぐら。『詩經』大雅、縣に、

古公亶父、陶復陶穴、未有家室。(古公亶父、陶復陶穴、未だ家室有らず)とあり、諸家の解釈は次のとおり(漢詩大系『詩經』下、集英社、1968、p.347)。

〔毛伝〕其の土を陶して之を復(重複)す。其の壤を陶して之を穴す。

〔鄭箋〕復とは土上に復するなり。地を鑿つを穴と曰ふ。皆、陶の如く然り。

〔集伝〕陶は窯竈(かまと)なり。復は重窯なり。穴は土室なり。

『説文』には、「復、地室。从穴復聲。詩曰、陶復陶穴」と見える(『段氏説文解字注』、台湾・宏業書局、1973、p.244)。また「停」は「亭」に通ず。人のとどまるところ。『復古編』卷2、下平声「亭」の項に、

後人俗作停。(後人、俗に亭に作る)

とある(『景印文淵閣四庫全書』第225冊、台湾商務印書館、1983、p.692)。

3-1 「幽亭」：静かなあずまや。

3-2 「西門」：通常は「(国城等の)西の門」であるが、『儀礼』覲礼に、

礼日於南門外、礼月与四瀆於北門外、礼山川丘陵於西門外。

とあり、「西門」の部分は、疏は、

秋礼山川丘陵於西郊、則為壇於国西。(秋は山川・丘陵を西郊に礼し、則ち

壇を國の西に為る)

と解している(『景印文淵閣四庫全書』第102冊, 台湾商務印書館, 1983, p.353)。すなわち, この場合の「西門」は「西郊」「國の西方」の意である。ここもおそらくはこれと同様に「西方」の意の用例であり, 具体的には夫人の故地安西が念頭に置かれての記述であろう。第4節(2)参照。

**3-3 「三代の王孫」:** 三代は高祖・祖・父。被葬者が突厥王族直系の人間であることを示す。

**4-1 「他郷」:** 「他郷」は夫人の故地安西から見ての「他郷」であり, 具体的には, 夫人の嫁ぎ先と思われる唐本土(7-1, 8-1 参照)と本壁記の出土地であるカラ=バルガスンとの2種の解釈が可能である。ただし我々は後述するような理由により, これをカラ=バルガスン地方と考える。

**4-2 「家に居して治を理め」:** 『孝經』広揚名章に,

君子……居家理, 故治可移於官。(君子は……家に居て理まる。故に治をば官に移すべし)

とある(明治書院, 新訳漢文大系35, 1986, p.301)。「齊家治国」の儒教的思想を踏まえた記述である。

**4/5 「外に處しては, 猥々として越有す」:** 「猥々」は, 戒めつつしむさま。『書經』皋陶謨に,

無教逸欲, 有邦。兢兢業業, 一日二日, 万幾。(逸欲を教ふ無かれ, 有邦よ。兢兢業業たれ, 一日二日, 万幾)

とあり, 注に,

兢兢とは, 戒め慎むなり。業業とは, 危み懼れるなり。

とある(『尚書正義』上海古籍出版社, 1990, p.60)。「越有」は, 古典に用例を見出し難いが, 極めて類似の表現を求めれば, たとえば, 『春秋左伝』昭公二〇年に,

亡人不侯, 失守社稷, 越在草莽。吾子無所辱君命。(亡人は不侯にして, 社稷を守るを失ひ, 草莽に越在す。吾子, 君命を辱しむる所無かれ)

と見える「越在」があげられる(明治書院, 新訳漢文大系33, 1981, p.1483)。国を遠

く離れて生活する、の意。以上から、「外に處す」とは、夫人のカラ=バルガス  
ン移住の意と解される。第4節(2)参照。

5-1 「雍庸」：やわらかでおだやかな様子。庸は和と同じ。

5-2 「雅志」：「ふだんからの志」と「みやびごころ」の両意があるが、ここは前  
者。用例としては、陶淵明「閑情賦」に、

淡柔情于俗内，負雅志于高雲。（柔情を俗内に淡くし、雅志を高雲に負ふ）  
とあり、つねづねの胸の思いが雲のように高い、の意（都留春雄『陶淵明』筑摩書  
房、中国詩文選 11, 1974, p. 177）。

6-1 「至性」：極めて良い生まれつきの性質。用例としては、嵇康「与山巨源絕  
交書」（『文選』卷43）に、

阮嗣宗口不論人過。吾每師之，而未能及。至性過人，與物無傷。（阮嗣宗，  
口に人の過まちを論ぜず。吾れ毎に之を師とすれども、未だ能く及ばず。  
至性は人に過ぎ、物と傷なふこと無し）

とある（台湾・藝文印書館影印本、1974, p. 613）。

7-1 「國の棟樑」：棟梁は、一国の重任にあたる者。「樑」は「梁」の異体字。  
「國」は冒頭の「大唐」を指した表記と理解すべきで、それ以外には考えられな  
い。「國之棟梁」の用例としては、『吳越春秋』勾践入臣外伝（『景印文淵閣四庫全  
書』第463冊、台湾商務印書館、1983, p. 44）に、

大夫文種者，國之棟梁，君之爪牙。（大夫文種は、國の棟梁、君の爪牙なり）  
とあり、『三国志』卷24、魏志、高柔伝（中華書局、標点本、p. 685）に、  
今公輔之臣，皆國之棟梁。（今、公輔の臣は、みな國の棟梁なり）  
とある。

8-1 「宿夜懈るに匪す、已て一人に事ふ」：「匪」は「匪」に同じく、「非」の義に  
用いる。『詩經』大雅、烝民に、周の仲山甫が宣王に精励して仕えた様子を称え  
て、

夙夜匪解，以事一人。（夙夜解るに匪す、以て一人に事ふ）  
とある（漢詩大系『詩經』下、集英社、1968, p. 515）のを踏まえた記述。「解」は「懈」、

怠ること。「孝經」卿大夫章の末尾には、「詩云，夙夜匪懈，以事一人」と引用されている（明治書院、新訳漢文大系35, 1986, p. 132）。これは文人官僚に対する言い方ではなく、武将に対する言い方である。つまり、この壁記の主人公である阿史夫人の配偶者は、唐朝に仕える武将であったのである。

**9-1 「卯年」：第4節（3）参照。**

**9-2 「史氏」：**阿史那氏の省略形と解する考え方と、唐代中国で通用したケッシュ Kesh 出身ソグド系胡姓の史氏と解する考え方の、両種の解釈が可能。さらに言えば、突厥の貴姓である阿史德氏の省略形である可能性も絶無ではない。しかし「史官」や書記の「史」ではありえない。

**10-1 「鐫」：**鐫（うがつ）の異体字。前掲、今野春樹氏らの釈読は、「錐乃」の2字に釈文し、「乃ち石に錐して」と訓ずる（『國學院雑誌』98-7, pp. 44, 46）が、完全な誤解である。

**10-2 「朽」：**朽の異体字とみなす。朽は「ぬる（塗る）」であるが、それでは意が通じない。

〔口語訳〕

大唐の安西出身の阿史那夫人の壁記

夫人のために、この墓室を造る。夫人の魂ははるか万里にありながらも、その身はこの静かなあずまやに安眠することになった。

夫人は、西の地にあっては名門王族の子孫であるが、ここ（カラ=バルガスンの）他郷にあっては知己の人はいなかった。（唐の）家にいる時にはよく家内をまとめ治めることに心がけ、ここ他国に生活するようになってからは、慎み深く暮らした。夫人は、その立ち居振る舞いはおだやかで、平素の志はすべてのものと融和し、多くの賢人を賓客として招き入れ、性質は生まれながらにして暖かで柔らかであった。そこで、人々はみな、夫人を敬い慕ったのである。

夫人の賢夫は、（唐の）国の重臣に任せられ、武略はもともと身につけており、昼夜怠ることなく、（唐の皇帝）一人に仕えてきた。忠義の功臣である。

時に卯年の三月のある日、史氏がこの墓室を造り、石に刻して記録し、永く夫人の徳が朽ち果てないようにするものである。

#### 4. 歴史学的考察

##### (1) 壁記について

壁記とは、事実をありのままに記す「記」という文体に属し、本来はそれが壁に掲げられたものをいう。唐代では、官庁の壁に、当該官庁に関わる行政法規やその官庁の沿革等を記した文章がしばしば掲げられ、それらは「府壁」「府壁記」「壁記」と称され、『文苑英華』『唐文粹』の「記」の項や、作者の文集等に多数伝わっている。<sup>(3)</sup> しかしながら、中央アジア出土の壁記史料としては、これまでにその報告例はなかった。

壁記に類似する中央アジア出土の史料例としては、近年アク=ペシムで発見され、加藤九祚氏によって紹介、内藤みどり氏によって釈読・考察された漢文の「杜懷宝碑」と、やはりアク=ペシム付近で収集され、福永光司氏の釈読を経て、これも加藤氏によって紹介された漢文石刻断片<sup>(4)</sup>、<sup>(5)</sup>の2例が挙げられる。これらはいずれも、本来は壁にはめ込まれるか、張りつけられていたと推定されており、その意味で「壁記」的なのである。前者は、幅約32.6cm、高さ約13.5cm、厚さ約11cmの横長型で、その1面に1行5~6字、11行の漢文銘が刻され、その中央部は漢字が摩滅して一部判読が困難であるが、唐の杜懷宝が亡母供養のために寄進した仏像の台座部分と思われる。後者は、横約20cm、縦約30cm、厚さ約4cmの砂岩板に、1行10字、6行の漢文が刻され、もとは数枚に分けて壁に掛けられていた石板の一部と推定されるが、惜しいことに全貌までは把握できない。それに対して、本「阿史(那)夫人壁記」は、全文の判読が可

(3) 磯波護「唐代政治社会史研究」同朋舎、1986、p.140以下参照。

(4) 加藤九祚「アクペシム発見の杜懷宝碑をめぐって」「中央アジア北部の佛教遺跡の研究」(シルクロード学研究4)、シルクロード学研究センター、1997、pp.148-149; 内藤みどり「アクペシム発見の杜懷宝碑について」(同上)、pp.151-158。

(5) 上掲「中央アジア北部の佛教遺跡の研究」p.150。

能であり、しかも中央アジア出土例としては初めて「壁記」と銘打たれた、極めて珍しい史料である。

ところで、唐代の中国内地の壁記を見ると、前述「序壁記」のほかに、風光明媚な地や、ある出来事の起きた場所を記念して当地に掲げられた壁記もまた多数伝わっている。その中には、貞元6年(790)「唐故翰林学士李君碣記」(『文苑英華』卷834、大化書局、明闇本重編本、p.2002)、元和9年(814)「叔氏墓記」(同834、p.2002)の、墓葬の壁記の事例が2例存在する。この墓葬壁記2例のうち、後者は本来は墓誌に分類されるものであるが、前者には銘がなく、明らかに墓誌とは異なる文章構成であり、墓誌が壁記の形式を採用して記された貴重な実例となっている。また、壁記の文章は多くの場合末尾付近に「記」字が使用され、大半は末尾に「〇年〇月〇日記」と書かれて締めくくられる。「唐故翰林学士李君碣記」も同様であるが、その他には「故為之記(故にこれが為に記す)」(『英華』卷833、酔鄉記、p.2000)、「故記于堂上(故に堂上に記す)」(同、息壤記、p.1999)、「刻石以記(石に刻して以て記す)」(同826、燕喜亭記、p.1984)、「故刻石以記之(故に石に刻して以て之を記す)」(同819、香山寺新修經藏記、p.1969)、「遂製此記、<sup>ねが</sup>聊示将来也(遂に此の記を製り、将来に示さんと聊ふなり)」(同834、蘇氏織錦廻文記、p.2001)等と記される事例も少なくない。

本壁記も、末尾文言はそうした文体を踏まえて記されている。全文の内容から、墓葬の壁記と見てまず大過ないであろう。従って、唐代の墓葬壁記としては、本壁記が3例目(実質上2例目)ということになる。ただし、そうはいっても、本壁記は表裏両面に刻文されているのであるから、そもそも墓壁に埋め込むために作製されたもののはずではなく、また碑石の基底部にはホゾの一部が認められることから、本来ホゾ穴をもつ台座の上に立てられる様式のものであつたと思われる。それが、文体や制作趣向の上では壁記の形式を取っているのである。<sup>(6)</sup>

(6) 唐代にこのような形態の墓誌は存在しないが、比較的近い時代に近似例を求めれば、北魏末期普泰元年(530)「賈瑾暨子昌墓誌」が挙げられる。同墓誌は、上部が尖つゝ

## (2) 墓主とその配偶者について

それでは、本壁記文の内容から、墓主像にどれほど迫り得るであろうか。

墓主である阿史那夫人は、安西都護府管轄下の地を故郷とする突厥人女性であり、カラ=バルガスン地方で死去したと思われる。そこで、彼女が関わりをもった地として、まず安西とカラ=バルガスン方面の双方を念頭に置かねばならないが、これ以外に我々は墓主に関連のある重要な地を想定できる。それは唐本土である。なぜなら本壁記は漢文で記され、夫は唐朝に仕える武将であったからである(訳注 7-1, 8-1, 和訳参照)。そこで、これらの地を念頭に置いて、墓主とその配偶者について考え得るケースを列挙してみれば、次のようになるであろう。

- ① 墓主は突厥阿史那氏の女性、配偶者は唐朝の漢人。
- ② 墓主、配偶者ともに突厥人。
- ③ 墓主は突厥阿史那氏の女性、配偶者はケッシュ出身のソグド人。

①の場合、墓主は結婚後に唐本土で生活し、その後、夫と共にカラ=バルガスン方面にやって来て、そこで死亡し、当地で埋葬されたことになる。埋葬したのは夫側ではなく、夫人側であることになる。②の場合、墓主は実家の故地から、唐朝に仕えていた突厥人と結婚するために唐内地に入り、そこで暮らした後、夫と共にカラ=バルガスン方面にやって来て、そこで死亡し、当地で埋葬されたことになる。埋葬した主体は、夫側か夫人側か分からぬ。③の場合、配偶者はソグド人であったとしても、彼の本拠はもはや西方のソグディアナ本国にはないはずである。なぜなら、もしそうだとすると、本国の方が夫人の出身地より西になり、「西門に在りては、三代の王孫」という刻文の内容と矛盾することになってしまうからである。それ故、たとえ配偶者がソグド人であったとしても、彼は既に唐を本国としていたとみてよからう。とすれば、こ

---

↗ た五角形(高さ 93 cm、幅 57 cm)で、拓本によれば下部にホゾと思われる部分が認められるので、本来は台座に立てられていたと推測される。ただし刻文は表面のみのようである。「漢魏南北朝墓誌集釈」台湾、鼎文書局、1975 再版、上冊、p. 117; 下冊、p. 352、図版 279.

の場合、墓主は結婚後に唐本土で生活し、その後、夫と共にカラ=バルガスン方面にやって来て、そこで死亡したので、夫の史氏が埋葬したことになろう。

既に訳注で見たように、この壁記を書いた人物は中国古典に相當に通じた文化人であったはずで、そのような人物が墓主の周囲に存在していなければならぬ点から見れば、まず可能性が高いのは①であろう。しかし、②の場合でも、もし夫の家が少なくとも先代から唐朝に仕え、親しく漢人文化人と交わり、相當に漢化していたとすれば、ありえなくはない。いや、それどころか、第9～10行目に記されていたように、夫人を埋葬した「史氏」が阿史那氏であるなら、配偶者の家ではなく、夫人の実家が葬儀をしたという不自然さが残ることになる。もし夫も突厥の出身であると仮定するなら、突厥人同士の結婚であり、夫側が葬儀を執り行い、本壁記も作らせたと考えられ、その方が矛盾は少なくなろう。7世紀の唐本土に膨大な数の突厥人が入ってきていたことは周知の通りである。<sup>(7)</sup>さらに夫婦が同じ氏族出身であるのは不自然であるという点のみを重視すれば、③の可能性も捨てがたい。唐朝には、7世紀には突厥と共に内徙したソグド人武将の史善應<sup>(8)</sup>があり、8世紀には安禄山や史思明のようなソグド人武将が仕えていた事実がある。彼らのようなソグド人武将であれば、唐朝に仕え、突厥人の女性を娶り、漢文化にひたりながら生活することも十分ありえたであろう。とはいって、以上3種の可能性のうち、どれか1つに決定するのは今のところは困難である。

いずれにせよ、壁記に「安西」「西門に在りては」というのは、長安を中心とする唐本土から見た言い方であり、墓主の配偶者が唐朝に仕える武将である事実と表裏一体の表現であろう。そしてこれは、墓主である女性が、唐の安西都護府の管轄下に入った地方をかつて押させていた天山地方の西突厥出身であることを示唆するものと考えられるのである。とすれば、「此の他郷に到りて」の

(7) 岩佐精一郎「突厥の復興について」「岩佐精一郎遺稿」岩佐伝一刊, 1936, pp. 77-167.

(8) 岩佐精一郎、前掲論文、p. 137, n. 11; 小野川秀美「蒙古史中世」「支那周辺史」上、白揚社、1943, p. 375; 護雅夫「古代トルコ民族史研究」I, 山川出版社、1967, pp. 90-91, n. 13.

「他郷」とは、故郷の安西でも嫁ぎ先の唐本土でもなく、夫人が死去したカラ=バルガスン方面を指すと解される。

本壁記文は、1)題名、2)墓地造営のこと(冒頭～第3行「幽停」)、3)生前の墓主の活動(第5行「越有」まで)、4)墓主の人となり(第6行「欽仰」まで)、5)夫のこと(第9行「忠也」まで)、6)紀年、7)「記」としての定型句、の大きく7段落から成り立っている。このうち、3)の部分は、a)在於西門三代王孫、b)到此他郷無人知記、c)在身居家理治、d)處外競、越有、と刻される。a)は墓主の出身を、c)は結婚後の家庭を守る主婦としての姿を述べている。すなわち、3)の部分は、a)故郷、b)カラ=バルガスン地方、c)唐本土、d)カラ=バルガスン地方、の順に文章をつなぎ、短文中にふくらみをもたせて夫人の生前の動きを描き出しているのである。とすれば、墓主阿史那夫人は、唐に仕える漢人もしくは漢人化した突厥人ないしソグド人と結婚してしばらくは中国で生活し、ある時、夫の職務の関係からカラ=バルガスン方面に赴き、そこで死亡して埋葬された、と解して、まず大過ないであろう。そして本壁記の撰者は、おそらくカラ=バルガスン地方に墓主の夫と一緒に赴任してきていた文人の一人であったろう。

それならば、実際にそのようなケースがあり得るであろうか。我々は十分あり得ることだと考える。その根拠のひとつは、『文苑英華』卷971(p.2322)にある楊炯「左武衛將軍成安子崔獻行狀」の次のような記事である。

麟徳元年、有詔、起公為左威衛修仁府左果毅都尉、仍命羽林軍長。上乘輿、歴日月、歩山川、詳益地之図書、聽于雲之律呂、長城十角盡入隄封、高闕三襲並為州県。於是、九姓抗表、請築安北府城。詔公馳駅、許以便宜從事、則榮奉中旨、計日期還。

(麟徳元年(664)、詔有りて、公を起て左威衛修仁府左果毅都尉と為し、仍りて羽林軍長に命ず。上、乘輿し、日月を歴して、山川を歩き、益地の図書を詳らかにし、雲の律呂を聞き、長城十角は盡く隄封に入り、高闕三襲は並びに州県と為る。是に於て、九姓抗表して、安北府城を築かんことを請ふ。公に詔して駅を馳せし

め，便宜を以て従事するを許せば，則ち中旨を榮奉し，日期を計りて還る。）

これは，龍朔3年(663)に唐が九姓鉄勒の要請を受けて，モンゴリアに瀚海都護府=安北都護府を置き，その翌年の麟德元年に崔獻が詔を奉じてそこに都護府城(古テュルク語碑文には Toyo-baliq トゴ=バリクとして現われる)を築いたことを伝える史料である。<sup>(9)</sup> 残念ながら，この行状には崔獻の夫人が阿史那氏であったという記事はないが，おそらくは本墓主の夫人の配偶者も同様の任務を帯びてモンゴリアに赴いたものと思われる。

ところで，唐の官人が赴任地に向かう際，その妻子を同行させるのは決して珍しいことではない。例えば，かつてマスペロが分析したスタイン 297号文書(いわゆる「長行馬文書」の1つ)の第41行には，

前安西副大都護湯嘉惠并家口乘馬六疋 驢參頭 壱頭

と見え，以下，馬・驢の年齢，性別，等級，毛色，傷や印の有無等が詳記されている。<sup>(10)</sup> これは，開元10年(722)に安西副大都護を退任して中国に帰る湯嘉惠が，旅行用に西州であてがわれた長行馬の台帳であるが，文中に「家口」とあることから分かる通り，湯嘉惠は明らかに家族を同行させているのである。

また，開元21年(733)「唐益謙・薛光泚・康大之請給過所案卷」(73TAM509: 8/4-1 (a), 8/23 (a), 8/4-2 (a))<sup>(11)</sup>は，唐益謙が福州へ，薛光泚が甘州へ，康大之が輪臺へ赴く際の過所の発給請求を処理した案卷であるが，その第20行には，

福州都督府長史唐循忠媵薛 年拾捌

とあり，以下，姪男1人，奴4人，婢3人，作人1人，馬8疋，驢5頭とともに福州への過所が申請されており，媵(そばめ)が主人の赴任地に赴く例が見られる。さらに，官人とは明記されてはいないが，同文書第41行以下には，

(9) 岩佐精一郎，前掲論文，pp. 97-98；護雅夫「古代遊牧帝国」(中公新書 437) 1976, pp. 109-110.

(10) H. Maspero, *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale*, London 1953, p. 124. 写真XXIV；藤枝晃「長行馬」「墨美」60, 1956, p. 7.

(11) 国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武汉大学歴史系編「吐魯番出土文書」第9冊，文物出版社，1990, pp. 31-39；呉震「唐開元廿一年西州都督府廻分行文案残卷の復原と研究」「文物研究」5・6, 1989・1990, pp. 370-387, pp. 299-325.

甘州張掖県人薛光泚 年貳拾陸 母趙年陸拾柒

泚妻張年貳拾貳 驢拾頭並青黃父各捌歲（以下略）

とあり、妻が夫の旅行に随行する実例が知られる。

本壁記の墓主阿史那夫人も、これらと同様に夫の赴任地カラ=バルガスン方面に随行し、滞在中に死去して同地で埋葬されたと見るのが、最も自然な解釈であろう。

### (3) 紀年について

通常、漢文の石碑・墓誌・壁記の紀年は元号で記されるか、あるいはそれに干支が併記されるのが一般的である。また、壁記には紀年が全くない例も多数存在し、「某年月日記」とするものもあり、墓誌にも中には紀年のないものや干支のみのものも若干は存在する。しかし、本壁記に見える「卯年」のように、単に十二支のみで紀年される例は、唐代の墓誌・壁記には一例も見当たらない。すなわち、十二支のみの紀年をもつ唐代の漢文墓誌・壁記としても、本史料は初出なのである。

周知のとおり、十二支のみによる紀年は、突厥のオルホン碑文やウイグルのシネウス・タリアト碑文等の古テュルク語文献に見られる紀年表記法である。こうしたことを念頭に置けば、本壁記は文体も文章も徹頭徹尾漢人文化人の手になるものであるように見えながら、そこにはテュルク的伝統への強い「こだわり」が色濃く残っているのである。その理由は、言うまでもなく、被葬者である夫人が突厥人であったこと、場合によっては埋葬者である夫も突厥人であったこと、に求められねばなるまい。しかし、だからといって、本壁記が唐の主権下にない状況のもとで刻されたとまで決めつける訳にはいかない。なぜならば、本壁記の冒頭には明らかに「大唐」と銘打たれているからである。

それならば、本壁記に刻される紀年「卯年」とは、一体何年のことであろうか。上述の考察によれば、墓主阿史那夫人の配偶者は唐の武官であり、夫人は夫のカラ=バルガスン方面赴任に随行して同地で没したと思われる。とすれば、

こうした任務で唐将が同地に赴いた時期としては、突厥第一可汗国期や復興後の第二可汗国期、さらにその後の東ウイグル可汗国時代と見るよりは、唐の羈縻支配期と見た方がより可能性が高いといわざるを得ない。特に夫人の高祖・祖・父がいわゆる西突厥の王族であったことが示唆されていた点に鑑みると、これが西突厥滅亡後一世紀以上隔てたウイグル時代のものである可能性はまずなかろう。すると、我々には、本壁記の紀年の「卯年」を絞ることが、ある程度は可能となってくる。

第一突厥の滅亡は貞觀4年(630)であり、羈縻支配下の突厥遺民の反乱=再独立運動が起きたのは調露元年(679)であるが、今は突厥復興がほぼなしとげられた時期を单于都護府陥落の弘道元年(683)と見て、その間に卯年を検索すると、631年、643年、655年、667年、679年が得られる。このうち、631年は突厥滅亡の翌年であり、それまで唐と突厥は抗争を繰り返していたのであって、さらにまだ安西都護府が設置されていなかったことからも、可能性はない。一方、唐の勢力が本格的にモンゴリアに進出し、そこに渤海都護府が置かれたのは前述のとおり龍朔3年(663)である。とすれば、本壁記が書かれたのは7世紀後半、それも667年もしくは679年の可能性が高いではなかろうか。

『文苑英華』卷797~834所載の壁記を通覧すると、圧倒的に唐後半期の作品が多い。これは、主として唐後半の文人の作品が採録されているためであり、前述の既存墓葬壁記「唐故翰林学士李君碣記」の紀年も8世紀末(貞元6年、790年)である。ただし、7世紀の作品が全くないわけではない。同書卷822、陳子昂「荊州大崇福觀記」(p.1974)は、冒頭に「維大周揖讓受唐有天下十載」と記され、7世紀末の作であり、卷834所載の則天武后御製「蘇氏織錦廻文記」(p.2001)の紀年は如意元年(692)である。

とすれば、本「安西阿史(那)夫人壁記」は、唐代に壁記文体が隆盛した時期の最も初期に属す作品ということになる。

以上の考察が正しければ、突厥人の墓誌ともいるべき本壁記が、突厥語ではなく漢文で書かれた理由の一端も自ずから明らかとなる。突厥語が突厥文字(い

わゆるルーン文字)によって書写されるようになるのは、突厥復興後の680年代以降のことであるから<sup>(12)</sup>、この時期は突厥文字突厥語で文章を書きたくてもまだ書けなかつたのである。

#### (4) 本壁記出土の歴史的意義

本壁記が出土したカラ=バルガスンは、いうまでもなく東ウイグル可汗国時代(8世紀半ば～9世紀半ば)の首都オルドゥ=バリク(宮帳の町)の遺蹟であり、最も目立つ宮城(長辺が約420m、短辺が約340mの長方形で、一周は約1500m、城壁の高さ10m以上)の部分と、広大な都市址とから成っている。このオルドゥ=バリクは少なくともモンゴル帝国時代にも使われた証拠があるが、問題は上限である。田坂興道氏の見解によれば、この草原都市の「年齢は、諸学者が想像していたよりも遙かに若く、富貴城よりもその歴史が新しい」ことになる。<sup>(13)</sup> 富貴城とは有名なウイグルのバイ=バリクのことで、その造営は西暦757年に相当する酉年である。<sup>(14)</sup> もしこの見解が正しければ、なぜウイグル時代に初めて建設されたオルドゥ=バリクから、それ以前の、突厥第一可汗国時代と突厥第二可汗国時代の間にくる羈縻支配期の遺物が出土するのかという大きな疑問に逢着することになる。

しかしこの疑問は不要であろう。なぜなら、突厥第一可汗国時代から多くのソグド人や漢人が突厥にやってきて居住していたことは史上に明らかであり、そのような非遊牧民が暮らすに足る水の便のよい所として、オルホン河畔のカラ=バルガスン周辺はモンゴル中でも屈指の場所であるからである。むしろ田坂

(12) J. Hamilton, Le nom de lieu K.Č.N dans les inscriptions turques runiformes. *T'oung Pao* 60-4/5, 1974, p. 301; 護雅夫「突厥碑文劄記」「東洋史研究」34-4, 1976, pp. 25-26; 護「古代遊牧帝国」pp.116-118, 228-234. ただし我々は突厥文字の起源がソグド文字にあったとするリフシツ・護説には従えない。

(13) 田坂興道「漠北時代に於ける回紇の諸城郭に就いて」「蒙古学報」2, 1941, p. 203.

(14) Ю. С. Худяков, Памятники уйгурской культуры в Монголии. In: Центральная Азия и соседние территории в средние века, Новосибирск 1990, pp. 85-87.

(15) 田坂前掲論文, pp. 195-196.

氏のように、オルドゥ=バリクはウイグル時代になって突然ゼロから作られたものと考える方が不自然であろう。ウイグルのバイ=バリク(富貴城)が、シネウス碑文から知られるように、定住民である漢人とソグド人のために作られた事実に鑑みれば、オルドゥ=バリクもむしろ漢人が一時の統治のために建設した都護府城(古テュルク語 *Toyo-balıq* トゴ=バリク)のようなものが、先駆けとなつたと見る方が正しいであろう。さらに踏み込んで言えば、本壁記が出土した事によって、唐がモンゴリアに瀚海都護府=安北都護府の都護府城を築いたのは正しくここであった、と考えるべきではなかろうか。<sup>(17)</sup> このカラ=バルガスン都市址からはカラ=バルガスン第二碑文<sup>(18)</sup>という突厥時代のルーン文字碑文も出土しており、この地がウイグル以前からのテュルク系騎馬遊牧民の重要な拠点であったことに疑いはなく、そういう所だからこそ、唐も初めて都城を築く価値を認めたのであろう。

- 
- (16) G. J. Ramstedt, *Zwei uigurische Runeninschriften in der Nord-Mongolei*. *Journal de la Société Finno-Ougrienne* 30-3, 1913, pp. 34-35, 62; 田坂前掲論文, p. 195; G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford 1972, p. 872b.
- (17) 従来はこの都護城をトーラ河畔に求めてきたが、その根拠はきわめて薄いと思う。cf. 岩佐前掲論文, pp. 98, 145; 田坂前掲論文, pp. 197, 203(地図), 229.
- (18) М. Шинэхүү, Новый памятник рунической письменности уйгурского Кара-балгасуна. In: *Олон Улсын Монголы Эрдэмтний III их хурал*, vol. 3, Ulaanbaatar 1979, pp. 301-305; М. Шинэхүү, *Орхон-Сэлэнгийн руны бичгийн шинэ дурсгал*. *Археологийн Судлал*, (*Studia Archeologica Instituti Historiae Academiae Scientiarum Mongoli*, Tom. VIII, Fasc. 1), Ulaanbaatar 1980, pp. 42-44. シネフー氏はこれをウイグル時代の碑文とみている。その理由は単にこれがカラ=バルガスン出土であるという事実だけのようである。しかしこの碑文には突厥の王族阿史那氏の有名な山羊型のタムガに加えて、もう一つ別の釣り針型のタムガが刻まれている。この両者が同時に刻まれている例としては、やはり突厥時代のオング碑文が挙げられる。それ故、我々はこれを突厥時代のものと判断する。これら2碑文の詳細については来春発行予定の「ビヂエース」仮報告書を参照されたい。